

令和3年第2回北海道議会定例会 予算特別委員会

開催年月日 令和3年(2021年)6月25日(金)
質問者 北海道結志会 赤根 広介 委員
答弁者 少子高齢化対策監 京谷 栄一
高齢者支援局長 吉田 充
子ども未来推進局長 竹澤 孝夫
高齢者保健福祉課介護運営担当課長 杉本 曜子
子ども子育て支援課自立支援担当課長 手塚 和貴

○赤根広介委員

はじめにケアラー対策についてであります。今定例会では各会派より闊達な議論が行われており、この取り組みが着実に、そして加速度的に進むことを期待するところでもあります。

昨年の議会議論で、道としてヤングケアラーに特化した調査を行っていないが、道児相に寄せられた相談の中には、ヤングケアラーに該当すると思われる事案が10月末時点で24件あるという認識を述べられるとともに、更なる実態把握をして、市町村の要保護児童対策地域協議会、これの登録ケースの中に同様の事案がどの程度あるか確認するとの答弁をいただいたところでもあります。

ヤングケアラーに該当する事案はどの程度あったのか。また先の24件も含めて支援など必要な対応にどのように取り組んできたのか始めに伺います。

○子ども子育て支援課自立支援担当課長

ヤングケアラーの現状把握についてでございますが、昨年度が調査いたしました、道児相に寄せられた事案以外で市町村の要保護児童対策地域協議会が把握しているヤングケアラーの該当児童数は、昨年11月1日時点で29名であり、児相把握分をあわせると全道で53名となっております。

こうした児童に対しましては、要対協が要支援ケースとしてリストアップした上で、児童相談所や学校など、地域の関係機関による見守りを実施することとしておりまして、このうちネグレクト疑いなど児童虐待の恐れのあるケースにつきましては、児童福祉司が保護者を指導したのが22名、放課後等デイサービス及び相談支援事業所の福祉サービスの利用に結びつけた児童3名に支援を実施しましたところでございます。

○赤根広介委員

しっかりと発見していただいて、そして適切な支援に繋いでいただいたと受け止めます。

そこで、これまでの事案などから見えてきたケアラーを取り巻く現状の課題認識を伺います。

また、いわゆる家族介護者数が本道においてどのように推移しているのか併せて伺います。

○高齢者保健福祉課介護運営担当課長

現状の課題認識についてでございますが、ケアラーは、介護のため自分の時間を十分にとることができずに心身の健康を損なったり、介護に専念するため離職をしてしまうことや、介護が必要な方を家族が介護することが当たり前との見方がある中、周囲の理解が得られず、誰にも相談できないまま社会から孤立していくことが心配されるところでございます。

特にヤングケアラーにつきましては、家庭内のデリケートな問題で表面化しにくく、自治体での現状把握は不十分であり、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気づくことができないといった現状にございまして、年齢や成長の度合いに見合わない過度な責任や負担を負うことで子どもらしい成長や学びに深刻な影響があることが懸念をされるところでございます。

そしてまた、家族介護者数の推移についてでございますが、家族介護者数につきましては、道が独自に調査したものはございませんで、国におきまして5年に一度実施をされております社会生活基本調査の調査では、直近の平成28年度において、15歳以上で、普段、家族に対して、日常生活における入浴、衣服の着脱、食事などの際に、何らかの介護をしている人の数は、道内において約26万8千人と推計をされております。

また、5年前の平成22年におきましては、約26万1千人となっておりまして、比較をいたしますと、7千人が増加し、増加率といたしましては2.7%となっております。

○赤根広介委員

推定ということでございますけれども、人口減少の中においても、家族介護の方が増えているということでございますので、しっかりとこういったところを把握をしていかないといけないと思います。

実態調査の関係でありますけれども、先程来、有識者会議で最終的には検討をされていくということにございまして、様々に道として把握をしたいという項目を答弁されて

おりました。当然そういった必要な情報をですね、把握をしていくということも大事な
んですけれども、一方で、先ほどの事例もそうなんですけれども、いかに早期に見つけ
出して、必要な支援につなげていくか。是非ここもですね、私は十分留意をしてこの実
態調査に取り組んでいただきたいと思います。

というのは、先行事例の国がだいたいヤングケアラーに対しての質問項目が22項
目で、今まさに実施しているさいたま市はだいたい70項目くらいあってですね、こ
れは果たして子供たちが答える意欲がですね、出てくるかどうかというのが、非常に
私はちょっと心配する訳なんですよね。どちらかというとなヤングケアラーの方はとに
かく早く現状を把握するというところに是非主眼を置いてですね、質問項目を有識者会
議の中でもんでいただきたいと思いますし、その手法についても、道のウェブサイト
ももちろんなんですけど、やはり今SNS特に子供たちはよく利用しますので、そうい
った形でラインだとか様々こういう手法を検討していただきたいと思います。先ほど
監から、ボリューム感にも留意しながらといったような答弁もあったかと思うんです
けれども、再度この実態調査に向けての道の見解を伺いたいと思います。

○子ども未来推進局長

ヤングケアラーに対する実態調査についてでございますが、中高生への調査についま
しては、多くの方々にご回答いただけますよう、回答者に過度な負担をかけず、また、
容易に回答しやすいものになるよう留意させていただきますほか、ウェブ方式以外の効
果的な方法につきましても、有識者の方々からもご意見をいただき十分留意をして具
体的な検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○赤根広介委員

今、局長から、前向きに検討していただけるという答弁をいただいたという風に受
け止めますので、是非そういう視点で取り組んでいただきたいと思います。

有識者会議は28日に第1回の会議を行うということでありまして、実態調査や条例
制定はもとより具体の支援計画さらには支援策の検討にも着実に取り組んでいくべき
と考えるわけでありまして。

会議の役割も含めて、道の見解を伺います。

○高齢者保健福祉課介護運営担当課長

有識者会議についてでございますが、道では、ケアラー支援の検討を進めていくた
めには、幅広い御意見を伺う必要があると考えておりまして、先日、学識経験者や支

援団体、当事者など有識者の方々の了承を得て会議を設置したところでございます。

この有識者会議におきましては、まずは、早急に実施をいたします実態調査につきまして、調査対象や具体的な調査項目、実施方法などについて御議論をいただくこととしておきまして、その後、調査結果を踏まえるなどしながら、専門的な見地や、支援者、当事者としてのお立場から、道民の皆様に、ケアラーについて理解を深めていくための方策や、早期発見など、ケアラーへの支援方策について御議論をいただくこととしております。

○赤根広介委員

国や埼玉県の実態調査における当事者、あるいは学校など関係機関からの意見、対応状況などをみるとですね、ケアラーを取巻く状況というのは、相当それぞれが異なるわけでありまして。そして支援などの対応がいかに複雑なものかということもあらためて感じるところであります。

こうした状況を踏まえますと、支援体制の構築にあたっては行政のみならず、医療福祉、教育、そして地域からなる重層的な体制をまさに、オール北海道で構築する必要があると考えますが所見を伺います。

○高齢者保健福祉課介護運営担当課長

ケアラーを支援する体制についてでございますが、ケアラーは、子育てや仕事をしながら御家族の介護をしている場合や、高齢者が高齢者を介護している場合、さらには、子どもが、きょうだいや親、祖父母の世話をしている場合があるほか、ケアを必要としている方も、認知症などの病気になっていたり、障がいがあるなど、様々な状況にあることが考えられております。

このため、福祉や介護、医療、教育の関係機関が連携を密にして、ケアラーの早期発見や支援につなげることが不可欠であるほか、複雑な問題を抱えるケアラーに対しては、切れ目のない支援を行うことが必要でございまして、今後、有識者からも御意見をうかがうなどしながら、それぞれの地域の特性や社会資源に応じた支援体制のあり方を検討してまいりたいと考えております。

○赤根広介委員

是非そういった体制が早期にとられるよう強く求めるところであります。

国が本年5月に報告書を取りまとめましたが、このとりまとめにあたって参考にした埼玉県、これはもういうまでもなく、20年3月に全国初のケアラー条例を制定をした

わけであります。今、21年度から3年間の支援計画をスタートさせ、ヤングケアラーが悩みを相談できるオンラインサロンや元ヤングケアラーとの交流促進をはじめ、市町村の福祉関係や教育委員会の職員、さらには学校教職員の合同研修といった支援体制の強化、そして地域の人材を活用した学習支援などを進めていると承知をしております。

一足早くケアラー支援条例を制定した埼玉県におきましては、国も11月11日を介護の日という風に定めておりますけれども、この11月をケアラー月間と定めた集中的な取り組みをはじめ、元ヤングケアラーなどを講師とした広報啓発、人材育成、支援体制の構築など具体的な取り組みが始まっているわけでありますので、ぜひ、これは北海道でも参考にすべきと考えるわけであります。

先の本会議における議論では「ヤングケアラーを含めたケアラーとその家族が希望を持ち自分らしく生活できる方策についても、有識者の意見を伺いながら具体的な検討を進めていく」との答弁があったところでございます。

しかしながら、ケアラー支援条例の制定、さらには支援計画の策定には当然ながら一定程度の時間を要することからも、現実的に、今苦しんでいるケアラーに対して、可能な限りの支援が行き届くように早急に対応すべきと考えますが、見解を伺います。

○高齢者支援局長

当面の対策についてでございますが、日常的な介護や看病などの支援が必要な方の中には、適切に公的サービスに繋がっていないケースも想定されまして、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所におけます相談支援の一層の充実や、居宅介護支援事業所などにおけます、より適切なケアプランの作成について周知を徹底し、こうした方々に可能な限り迅速に適切なサービスに繋げていく必要があります。

また、子どもの育ちや学びに影響を与える可能性のあるヤングケアラーにつきましては、実態調査と並行いたしまして、北海道母子寡婦福祉連合会などの関係団体や連携協定を締結している大学のご協力をいただきながら、ヤングケアラーと年代の近い学生に、同じ世代としての問題意識を聴く場を設けることや、効果的な啓発活動について提案を募集するなどの取組を進める考えでございます。

さらには、今年度は、ヤングケアラーを含むケアラーの社会的認知度を上げるため、道民に対しますシンポジウムを開催することとしておりまして、こうした取組も着実に実施しながら、ケアラーに必要な支援が届くよう取り組んでまいります。

○赤根広介委員

今すぐ取り組めることとして様々なご答弁をいただきました。是非早急に対応をお願いしたいと思います。

そこでいま道民に対するシンポジウムの開催ということでございました。先ほど申し上げたとおり、国は11月11日を介護の日と制定をしております、そして埼玉県も11月を集中月間としているわけであります。さまざまコロナの感染状況もあろうかと思いますが、一方で11月には総理がワクチン接種を完了するということを明言されておりますので、やはり道としてもこれは全国的な取り組みとしてですね、ケアラー問題の認知度を上げていく、そして対策の必要性を訴えていく。そういう意味合いを持つものでありますので、シンポジウムというのはそういう意味では11月の開催を目指すというような受け止めでよろしいのでしょうか。

○高齢者支援局長

シンポジウム等についてでございますが、道では毎年、広く道民を対象といたしまして、高齢者の介護や権利擁護などのシンポジウムを開催してきておりまして、今年度はダブルケアや老老介護、ヤングケアラーといったケアラーをテーマとしたシンポジウムを、年内を目途に開催することとして考えてございます。

○赤根広介委員

是非また内容や開催時期が決まりましたら、幅広く周知をしていただきたいと思いますと思いません。

実効性のあるケアラー支援条例の制定や支援計画の策定にどのように取り組んで行くのか、本件に関しては条例と計画を同時進行でスケジュール感も含めてしっかりと取り組んでいくことが大事だと考えるわけでありますが、所見を伺います。

○少子高齢化対策監

今後の取組についてでございますが、ご家族や知人などの介護や看病をしている方々の中には、ご自分の時間を十分に確保することができなく、健康を損ねたり、周囲の理解が得られずにつらい思いを抱えていることなどが心配をされ、特に、ヤングケアラーについては、家族のことを知られたくないなど支援が必要であってもなかなか表面化しにくく、心身の成長や学びへの深刻な影響が指摘をされておりますことから、早期発見と適切な支援に結びつけていくことが何よりも重要という風に認識をしております。

このため、道といたしましては、現状把握のための実態調査に早急に着手をし、その上で、今般設置をいたしました有識者会議のご意見も踏まえながら、様々な支援方策の検討を進めますとともに、特にヤングケアラーへの支援に向けましては、関係団体など

の協力のもと、同世代からの効果的な啓発活動への提案募集ですとか、シンポジウムの開催といった、ケアラーに関する道民の皆様の社会的認知度を高めるよう努めるなど、ケアラーとその家族の誰もが、将来に希望を持って安心して生活できる共生社会の構築に向けて取り組んでまいります。

○赤根広介委員

大変素晴らしい答弁をいただいたのですが、私がお伺いした条例や計画のスケジュール感などについては、答弁をあえていただかなかったのかなと思います。これは知事に直接聞いてくれというメッセージだという風に受け止めさせていただきますので、委員長におかれましては、お取りはからいのほどよろしくお願いを申し上げます。